# 柏市清掃工場
# 長期責任委託事業
# 実　施　方　針

平成 19 年 3 月 26 日

柏　　市

目　次

Ⅰ　事業概要に関する事項 …… 1
1　事業内容 …… 1
（1）事業名 …… 1
（2）施設等の種類 …… 1
（3）施設等の管理者等 …… 1
（4）事業目的 …… 1
（5）事業概要 …… 2
（6）関連法令等の遵守 …… 3
（7）事業スケジュール（予定） …… 3
2　受託者が実施する業務の範囲 …… 4
（1）受託者が実施する主な業務の範囲 …… 4
（2）特別目的会社の設立 …… 4
（3）運営維持管理業務の準備業務等 …… 4
（4）本件施設の運営維持管理業務 …… 5
（5）修繕工事の実施 …… 6
（6）その他付帯業務 …… 6
（7）事業期間終了時の取扱い …… 6
3　市が実施する業務の範囲 …… 7
（1）ごみの減量化，資源化の啓発・普及 …… 7
（2）処理対象物となる一般廃棄物の搬入 …… 7
（3）処理不適物の搬出・処分 …… 7
（4）焼却灰の処分 …… 7
（5）本事業の実施状況監視 …… 7
（6）配置転換表の作成・更新 …… 7
（7）施設見学者への対応支援 …… 7
（8）委託費の支払 …… 7
Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項 …… 8
1　募集及び選定スケジュール（予定） …… 8
2　応募者の参加資格要件等 …… 9
（1）応募者の構成 …… 9
（2）応募者の参加資格要件等 …… 9
3　民間事業者の審査及び選定 …… 10
（1）審査会の設置 …… 10
（2）民間事業者選定基準 …… 10
（3）民間事業者選定方法 …… 11
（4）優先交渉権者の選定 …… 12
（5）審査結果の公表 …… 12

４ 応募に係る提出書類 ····· 12
（１）資格審査申請時の提出書類 ····· 12
（２）資格審査合格後の提出書類 ····· 12
５ 優先交渉権者の決定後の手続 ····· 12
（１）特別目的会社の設立 ····· 12
（２）契約交渉 ····· 12
６ 著作権 ····· 13
Ⅲ 市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項 ····· 14
１ 公募段階 ····· 14
（１）資料等の提供及び閲覧等 ····· 14
（２）本件施設の現地視察等 ····· 14
２ 事業準備期間 ····· 14
Ⅳ 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 15
１ 想定されるサービスの水準・仕様 ····· 15
２ 想定されるリスク及び分担 ····· 15
（１）基本的な考え方 ····· 15
（２）想定されるリスクの分担 ····· 15
３ 市による事業の実施状況の監視 ····· 15
（１）基本的な考え方 ····· 15
（２）運営維持管理業務の監視に関する考え方 ····· 15
Ⅴ 事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項 · 16
Ⅵ 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項 ····· 17
（１）基本的な考え方 ····· 17
（２）契約保証金等 ····· 17
Ⅶ その他本事業の実施に関し必要な事項 ····· 18
１ 実施方針に関する意見・質問の受付 ····· 18
（１）提出先 ····· 18
（２）提出期限 ····· 18
２ 実施方針に関する意見・質問への回答 ····· 18
３ 実施方針の変更 ····· 18
添付資料
（１）事業に係るリスク分担 ····· 19
（２）協定書の主な内容 ····· 20
（３）直営人員の配置転換表 ····· 27
（４）委託費の支払方法 ····· 28
（５）主要な契約条件 ····· 29
（６）誓　約　書 ····· 34

柏市（以下「市」という。）は，柏市清掃工場長期責任委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本実施方針は，本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり，下記のとおり，市の実施方針を定めるものである。

記

## Ⅰ　事業概要に関する事項

### 1　事業内容

#### （1）事業名

柏市清掃工場長期責任委託事業

#### （2）施設等の種類

| | |
|---|---|
| 名　　称　：柏市清掃工場 | |
| 立地場所　：千葉県柏市船戸山高野 538 番地 | |
| 稼動開始　：焼却施設；平成３年４月，粗大ごみ処理施設；昭和 52 年８月，洗車水処理施設；昭和 55 年３月 | |
| 施設概要　：以下のとおり | |
| 計量施設 | ア 規模；最大 30t×３基，イ 方式：ロードセル<br>ウ 竣工；平成３年３月，エ 施工企業：㈱荏原製作所 |
| 焼却施設 | ア 規模；300t/日（24h，100t/日×３炉），イ 処理方式；旋回流型流動床焼却炉，ウ 竣工：平成３年３月，エ 施工企業；㈱荏原製作所 |
| 粗大ごみ処理施設 | ア 規模；50t/日（５h），イ 処理方式；横型回転式破砕機，ウ 竣工；昭和 52 年８月，エ 施工企業；㈱栗本鐵工所 |
| 洗車水処理施設 | ア 規模；110 ㎥/日，イ 処理方式；生物処理＋物理化学処理＋高度処理，ウ 竣工；昭和 55 年３月，エ 施工企業；ユニチカ㈱ |
| 工場棟及び管理棟･関連施設 | ア 敷地面積；26,455 ㎡，イ 建物面積；3,475 ㎡，ウ 延べ床面積；8,867 ㎡ |

#### （3）施設等の管理者

柏市長　　本　多　　晃

#### （4）事業目的

本事業は，事業者として選定された企業若しくは企業グループ（以下「受

託者」という。）が，市から搬入される一般廃棄物について柏市清掃工場において適正に処理することを目的とする。

**（５）事業概要**

ア　本事業として市が受託者に対して委託する業務

本事業として市が受託者に対して委託する業務は，次のとおりとする。ただし，柏市廃棄物処理清掃条例第２０条に規定する処理困難物の処理を除く。

（ア）市が収集する可燃ごみの処理

（イ）市が収集する粗大・不燃ごみの処理

（ウ）市内の一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するごみ及び事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の定める場所へ搬入するごみ（以下「直搬ごみ」という。）の処理

（エ）許可業者が搬入するごみ（以下「許可ごみ」という。）の処理

（オ）し尿汚泥及び粗大ごみ処理施設等からの可燃・不燃残渣の処理

（カ）近隣市との協定に基づいて搬入される一般廃棄物及び災害時に搬入される一般廃棄物等の処理

（キ）上記「(ア)」から「(カ)」までの処理をするために必要な柏市清掃工場の焼却施設，粗大ごみ処理施設，洗車水処理場及び管理棟・関連施設（以下「本件施設」という。）の運転並びにユーティリティの確保，日常点検，定期点検，部品等の調達及び補修工事（以下「運営維持管理業務」という。）等に係る一切の業務

イ　運営維持管理等

（ア）市は，受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって施設を所有し，受託者は特別目的会社を設立し，本件施設を運営維持管理するものとする。

（イ）受託者は，本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとする。この場合，本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し，施工企業の協力を求めることができる。

（ウ）特定調達品の定期点検，部品等の調達及び補修工事（以下「オーバーホール」という。）について，自ら代替品の調達を行うことが困難な場合，施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

（エ）受託者は，本件施設の運転，ユーティリティの確保及び日常点検（以下「運転業務」という。）を市職員から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）に，市職員から当該業務の引継ぎを行うこととする。この場合，市は市職員の配置転換等の移行を

行う期間（以下「移行期間」という。）を設定し，当該期間は市職員及び受託者が業務を分担し，運転業務を行うものとする。

（オ）市は，受託者と協議の上，受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

ウ　事業期間等

事業準備期間，乖離請求期間，運営期間及び事業期間は，次のとおりとする。

（ア）事業準備期間：平成 20 年１月１日から平成 20 年３月 31 日まで
（イ）乖離請求期間：平成 20 年４月１日から平成 21 年３月 31 日まで
（ウ）移行期間　　：平成 20 年４月１日から平成 23 年３月 31 日まで
（エ）運営期間　　：平成 20 年４月１日から平成 34 年３月 31 日まで
（オ）事業期間　　：契約締結から平成 34 年３月 31 日まで

エ　契約の形態

市は，受託者と本件施設の運営維持管理業務に関し，契約を締結する。

オ　協定書の締結

市は，施工企業と本事業の公募前までに特定調達品のオーバーホールに係る協力事項及び条件等を規定した協定書の締結するものとする。

**（６）関連法令等の遵守**

受託者は，本事業の実施に当たり，必要とされる一般廃棄物の処理及び本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとする。

**（７）事業スケジュール（予定）**

本事業に関する主要なスケジューの予定は，おおむね次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| ア　実施方針の公表 | 平成 19 年３月 |
| イ　公募の準備及び公告 | 平成 19 年４月 |
| ウ　事業者の選定及び優先交渉権者の決定 | 平成 19 年９月 |
| エ　契約締結の詰め協議 | 平成 19 年 10 月～12 月 |
| オ　契約締結及び特別目的会社の設立 | 平成 19 年 12 月 |
| カ　事業準備の開始 | 平成 20 年１月 |
| キ　施設の引渡し | 平成 20 年３月 |
| ク　運営維持管理業務の開始 | 平成 20 年４月 |
| ケ　契約終了 | 平成 34 年３月 |

## 2　受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する主な業務の範囲は，次のとおりとする。

### （1）受託者が実施する主な業務の範囲

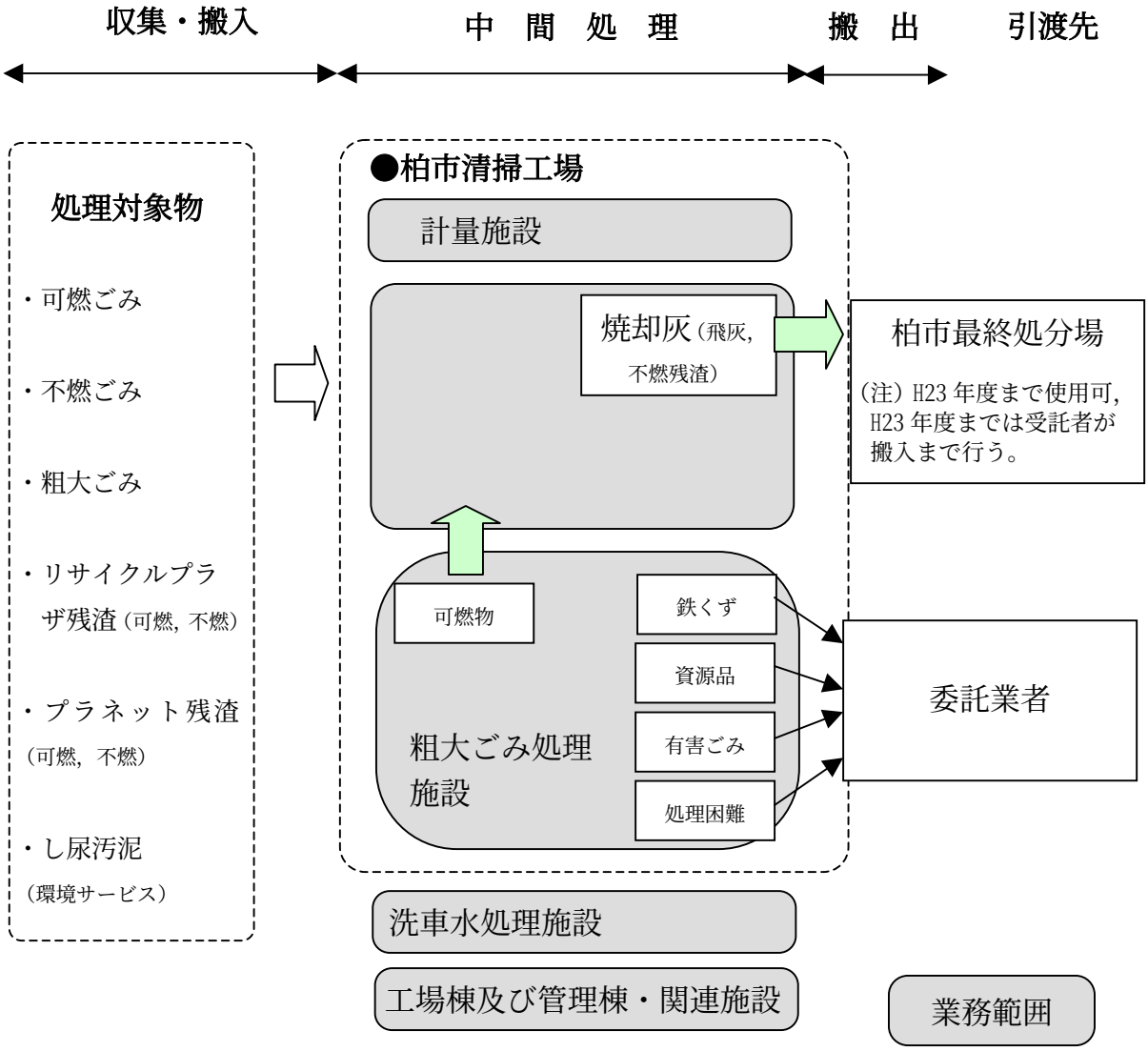


### （2）特別目的会社の設立

優先交渉権者の決定後，市と契約内容について合意した受託者は，速やかに特別目的会社を設立するものとする。

### （3）運営維持管理業務の準備業務等

受託者は，事業準備期間開始までに，事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し，市に確認を受けるものとする。また，運営期間開始までに，添付資料(3)に示す配置転換表に基づき，移行期間における引継ぎ計画を作成するとともに，運営維持管理業務に係る運営マニュアル，運営維持管理計画及び修繕計画に関する書

類（以下「事業実施計画書」という。）を提出し，市に確認を受けるものとする。この場合，学習計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は，募集要項等に定めるところによるものとする。

**（４）本件施設の運営維持管理業務**

ア　処理対象物の受入れ

受託者は，処理対象物の受入れ及び受入れ量の計量等を行うこと。

イ　処理対象物の適正処理

受託者は，募集要項等に定めた環境関連の法規制や基準等及び地元協定を遵守し，処理対象物の中間処理を適正に行うこと。

ウ　運営維持管理

受託者は，本件施設の運営維持管理業務を実施すること。

エ　エネルギーの有効利用

受託者は，廃棄物の処理の過程で発生する熱エネルギーを最大限有効利用すること。

オ　処理不適物の保管業務

受託者は，本件施設において発生する処理不適物を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

カ　焼却灰（固化灰及び不燃残渣）の運搬

受託者は，焼却施設において発生する焼却灰を市が指定する処分場まで搬送すること。

キ　資源品等の引渡し

受託者は，粗大ごみ処理施設から発生する可燃物，鉄くず，資源品，有害ごみ及び処理困難物をそれぞれ焼却施設，資源組合，委託業者に引き渡すこと。

ク　事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受託者は，本件施設の運営維持管理業務の事業活動において発生する廃棄物を処分すること。

ケ　精密機能検査の実施

受託者は，自らの費用と責任において，本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ，３年に１回以上，本件施設の機能状況等につき，第三者機関に委託することにより精密機能検査を行うこと。

コ　許認可取得への協力

受託者は，市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するに当たり，市への必要な協力を行うこと。

サ　手数料徴収代行業務

受託者は，直搬ごみ及び許可ごみの受入れに係る料金徴収の代行を実施

すること。

シ　官庁等への各種提出書等の作成

受託者は，市が行う官庁等への各種資料提出に当たり，基礎資料等を作成すること。

ス　法定検査，各種分析の実施

本件施設における法定にて定める各種検査及び分析を実施すること。

セ　データの保管及び報告書の作成等

受託者は，本件施設の運営維持管理業務に係る日報，月報及び年報の作成，運営維持管理業務における履歴情報及びコストデータその他市が業務監視を行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこと。

ソ　本件施設の美観保持

受託者は，本件施設及び敷地の清掃を適時適切に行い，美観を保持すること。

**（５）修繕工事の実施**

受託者は，本件施設について添付資料(2)に示す修繕工事を実施する必要があるとの市の認識を踏まえ，施設の状況を確認し，事業期間中に自らの判断と責任において当該工事を実施し，事業期間にわたり本件施設の性能が満たせるように運営維持管理業務を行うものとする。

なお，当該工事を行わなくとも本件施設の性能が満たせる合理的な理由を受託者が市に説明し，市が合意した場合には，この限りではない。

**（６）その他付帯業務**

ア　見学者及び行政視察への対応

受託者は，本件施設への見学者及び行政視察などに関して必要な対応を行うこと。

イ　地元対応への協力

受託者は，市が行う近隣住民への説明会等への対応に対して協力を行うこと。

ウ　その他

受託者は，管理棟の清掃管理などの業務及びその他本件施設に係る運営維持管理に係る業務を近隣等の生活環境及び景観に配慮して実施すること。

**（７）事業期間終了時の取扱い**

本事業は，原則として事業期間終了をもって終了する。この場合，市は事業期間終了後もなお本件施設を継続して利用する意思があるときは，受託者と必要な協議を行うものとする。

## 3　市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は，次のとおりとする。

### （1）ごみの減量化，資源化の啓発・普及

市は，市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより，ごみの減量化と資源化を推進するとともに，本件施設への処理不適物の混入を未然に防止し，処理対象物を搬入するよう努める。

### （2）処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市は，受託者と締結する契約に基づき，本件施設に処理対象物を搬入する。

### （3）処理不適物の搬出・処分

市は，処理不適物を自らの責任と負担において搬出・処分する。

### （4）焼却灰の処分

市は，焼却灰を自らの責任と負担において処分する。この場合，平成２３年度までは，原則として柏市最終処分場に搬入する。

### （5）本事業の実施状況監視

市は，受託者により実施される運営維持管理業務の状況について必要な監視を行い，本件施設の維持補修の方法について協議し，必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

この場合，実施状況の監視は，本件施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書により行う。また，市は，必要に応じ，自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

### （6）配置転換表の作成・更新

市は，市職員の配置転換を円滑に行う。

### （7）施設見学者への対応支援

市は，受託者が行う本件施設の見学者及び行政視察などへの対応に関して必要な支援を行う。

### （8）委託費の支払

市は，募集要項に定める支払条件に基づき，本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたって受託者に支払う。

## Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項

### １　募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は，民間事業者が募集要項に定める事業に参画するに足る資格を有しており，かつ，提案内容が技術的な観点から市が要求する水準を満足することを見込むことができる内容であることを前提とし，公募プロポーザル方式により，優先交渉権者を選定する。この場合，現時点において計画する民間事業者の募集及び選定のスケジュールは，おおむね次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| ア | 公告 | 平成 19 年４月　下旬 |
| イ | 募集要項（第１部）の配布開始 | 平成 19 年４月　下旬 |
| ウ | 資格審査申請書の受付締切 | 平成 19 年５月　上旬 |
| エ | 資格審査結果の通知 | 平成 19 年５月　下旬 |
| オ | 募集要項（第２部）の配布開始 | 平成 19 年５月　下旬 |
| カ | 募集要項質疑の受付開始 | 平成 19 年６月　上旬 |
| キ | 募集要項質疑に対する回答 | 平成 19 年６月　下旬 |
| ク | 技術提案（修繕に関する考え方）の提出 | 平成 19 年７月　上旬 |
| ケ | 技術提案（修繕に関する考え方）に関するヒアリング | 平成 19 年７月　下旬 |
| コ | 技術提案書・価格提案書等の提出 | 平成 19 年９月　上旬 |
| サ | 形式審査の実施 | 平成 19 年９月　上旬 |
| シ | 非価格要素審査及び価格審査の実施 | 平成 19 年９月　下旬 |
| ス | 総合評価の実施 | 平成 19 年９月　下旬 |
| セ | 優先交渉権者の決定 | 平成 19 年９月　下旬 |
| ソ | 契約交渉 | 平成 19 年 10 月～12 月 |
| タ | 契約締結 | 平成 19 年 12 月 |

## ２　応募者の参加資格要件等

事業者選定に参加する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は，次の資格要件をすべて満たすものとする。この場合，市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

### （１）応募者の構成

ア　応募者は，特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」といい，構成員と協力会社を総称し「構成企業」という。）から構成されるものとする。この場合，構成員は特別目的会社に出資するものとする。

イ　応募者は，構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに，代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ　応募者は，応募に当たり，構成員及び協力会社がそれぞれ本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

エ　代表企業，構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし，特段の事情があると市が認めた場合は，この限りではない。

オ　構成員又は協力会社のいずれかが他の応募者の構成員又は協力会社となることはできない。

カ　構成員又は協力会社のいずれかと財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は，それぞれ他の応募者の構成員及び協力会社になることはできない。

キ 同一応募者は，複数の提案を行うことはできない。

### （２）応募者の参加資格要件等

ア 共通の参加資格要件

構成企業はすべて，次の要件を満たさなければならない。

（ア）柏市競争入札の参加資格者として登録されている者であること。

（イ）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（ウ）本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に，柏市建設工事請負業者等指名停止要領(昭和 62 年４月１日制定)に基づく指名停止又は柏市建設工事等暴力団対策措置要領（平成 11 年 11 月１日制定）に基づく指名除外を受けている者でないこと。

（エ）旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て，破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て，旧和議法（大正

11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て，会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て，又は，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし，会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け，その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

（オ）本事業に関する市のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所であるあさひ・狛法律事務所又は当該受託者と関係会社の関係のある者でないこと。

イ 運営維持管理業務に係る実績

すべての構成企業は，次の要件をすべて満たさなければならない。ただし，構成企業が複数の企業の場合は，当該要件を満たす企業が構成企業に含まれればよいものとする。

（ア）流動床式ごみ焼却の運営維持管理業務（オーバーホール業務を含む。）の実績

（イ）ごみ焼却炉の修繕工事の実績

（ウ）ボイラー及びタービンの運営維持管理業務の実績

（エ）粗大ごみ処理施設の運転業務の実績

（オ）排水処理施設の運転業務の実績

## 3　民間事業者の審査及び選定

本事業における民間事業者の審査及び選定は公募プロポーザル方式により行うものとし，選定基準及び選定方法は次により行うものとする。

### （1）審査会の設置

市は，民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するため，下表の審査員（順不同）により構成する柏市清掃工場長期責任委託審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

| 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|
| 立本　英機 | 千葉大学工学部 共生応用化学科教授 |
| 古角　雅行 | 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 |
| 稲員とよの | 首都大学東京都市環境学部工学研究科准教授 |
| 佐藤　長英 | あさひ・狛法律事務所 弁護士 |
| 長坂　徹也 | 東北大学大学院 環境科学研究科教授 |

### （2）民間事業者選定基準

民間事業者の選定基準は，おおむね次のとおりとし，評価項目等の詳細に

ついては募集要項に定めるところによる。

ア　価格要素

本件施設の運営管理費（人件費，運転経費，維持管理補修費，諸経費等）

イ　非価格要素

（ア）運転管理業務

ａ　移行期間における運転管理方法

ｂ　セルフモニタリングの実施方法

（イ）維持管理業務

ライフサイクルでの最適な修繕計画に関する提案

（ウ）リスクや環境変化への対応能力

ａ　非常時の対応方策

ｂ　外部環境の変化への対応

（エ）地域・環境への配慮

**（３）民間事業者選定方法**

民間事業者は，次の手順により選定するものとし，評価方法等の詳細は募集要項に定めるところによる。この場合，民間事業者は，審査会における評価及び審査を踏まえ，市が選定する。

ア　第１段階：資格審査

資格審査は，応募者から提出された資格確認申請書類等を基に，応募者が２（２）「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことを確認する。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ，次段階の形式審査に参加できることとする。

イ　第２段階：形式審査

形式審査は，第１段階を通過した応募者の提案書類について，技術提案書が技術的観点に照らして市の要求する水準を満足する内容であること，技術提案書の内容と提案価格の内訳が整合していること，事業計画書が本事業を継続的に履行し得る内容であること等の確認を行うものとする。これらを満たす提案であることが確認された応募者のみ，次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できることとする。

ウ　第３段階：非価格要素審査及び価格審査

形式審査において，提案が市の要求する水準を満たした内容であると確認された応募者を対象として，非価格要素審査を実施する。この場合，応募者の提案のうち，非価格要素に相当する部分について，前項の選定基準に沿った視点で審査会において評価を行い，非価格要素点を算定することとする。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については，募集要項に定めることとする。また，価格審査では，価格提案書に記載の金額が予定

価格以内であることを条件として各社の提案価格を一定の算定式に基づき，点数化して価格点を算定し，価格の点数化方法については募集要項に定めるところによる。

エ　第４段階：総合評価

ウの非価格要素点と価格点とを加算して総合評価点を算出し，優先交渉権者を選定する。この場合，総合評価点の算出方法等については，募集要項に定めるところによる。

**（４）優先交渉権者の選定**

市は，審査会の審査結果を踏まえ，最も高い総合評価点を得た応募者を優先交渉権者として選定し，その結果を応募者に通知する。この場合，優先交渉権者との交渉が不調に終わったときは，市は総合評価点の順位に基づいて次点者（次点者との交渉が不調に終わったときは次次点者，以下同様とする。）の事業者と交渉することができる。

**（５）審査結果の公表**

市は，優先交渉権者の選定後，優先交渉権者及び審査結果を取りまとめて公表する。

## ４　応募に係る提出書類

応募者は，応募書類として次の書類を提出するものとし，各書類の詳細については募集要項に定めるところによる。

**（１）資格審査申請時の提出書類**

ア　資格審査申請書

イ　参加資格確認資料

**（２）資格審査合格後の提出書類**

ア　技術提案書

イ　事業計画書

ウ　価格提案書

## ５　優先交渉権者の決定後の手続

**（１）特別目的会社の設立**

優先交渉権者の決定後，市と契約内容について合意した受託者は速やかに，添付資料(5)（主要な契約条件）1.1（特別目的会社の設立）に定める要件を満たすよう特別目的会社を設立することとする。この場合，構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めない。

**（２）契約交渉**

市と優先交渉権者は，事業契約締結のために必要な契約内容の調整を行う

ものとする。

## ６　著作権

市は，著作権が応募者に帰属する応募資料について公表等の必要がある場合は，著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合，著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。

## Ⅲ　市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項

### １　公募段階

#### （１）資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は，募集要項に定めるところにより，添付資料(6)の守秘義務に係る誓約書を提出し，市の保有する本件施設に関する資料のうち，市が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧又は複写をすることができる。

#### （２）本件施設の現地視察等

応募者は，市が必要かつ合理的と認める方法により，本件施設全体及び各焼却炉の視察を行うことができる。この場合，現地視察の可能な日程はおおむね次のとおりとする（連絡先；柏市北部クリーンセンター）。

ア　本件施設全体＋Ｃ炉視察：5 月下旬
イ　本件施設全体＋Ｂ炉視察：6 月中旬
ウ　本件施設全体＋Ａ炉視察：7 月中旬

### ２　事業準備期間

受託者は，市に提出して確認を受けた学習計画書に基づき，市が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察をするものとする。また，受託者は，本件施設に関して書面で質問することができ，市は取扱説明書又は各種作業の報告書など施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答するものとし，その詳細については募集要項に定めるところによる。

## Ⅳ　受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### １　想定されるサービスの水準・仕様

受託者は，募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ，運営期間及び運営期間終了時において本件施設の要求水準が満たせるよう，必要かつ適切な運営維持管理業務を行うものとする。

### ２　想定されるリスク及び分担

#### （１）基本的な考え方

本件施設の運営維持管理業務上のリスク回避及び防止に係る責任は原則として受託者が負うこととし，市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項に限って市が負うこととする。

#### （２）想定されるリスクの分担

市と受託者のリスク分担は，原則として添付資料(1)「事業に係るリスク分担」の表によるものとし，その詳細については募集要項に定めるところによる。

### ３　市による事業の実施状況の監視

#### （１）基本的な考え方

市は，受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するため，本件施設の運営維持管理状況の監視を行う。また，受託者は，運営期間及び運営期間終了時において，本件施設の要求水準が満たせるよう適切な運営維持管理業務を行うものとし，運営維持管理業務に関する考え方を示すため，事業準備期間及び運営期間における学習計画書及び事業実施計画書を提出し，市の確認を受けるものとする。

#### （２）運営維持管理業務の監視に関する考え方

市は，受託者と毎年度本件施設の維持補修の方法について協議及び維持補修の状況を確認し，必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとする。また，市は，監視に当たっては第三者機関に委託することにより，毎年度の協議についてアドバイスを求めることができるものとする。この場合，監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については原則として公開されるものとし，本件施設の運営維持管理状態の監視により，事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には市は受託者に改善を要求し，一定の猶予期間を設けた上で委託費の減額等の措置を受託者に対して講じるものとする。

## Ⅴ　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

市と受託者は，事業実施計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合，事業契約等の規定に基づいて誠意をもって協議するものとする。この場合，協議の不調等による事業契約等に関する紛争については，千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## Ⅵ　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

### （１）基本的な考え方

本事業は，事業契約等の諸規定に基づき，平成 34 年３月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施するものとする。このため，事業契約書等には，事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受託者の経営破綻又はそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに，それらの規定に基づき，迅速かつ適切に対応するものとする。この場合，受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥ったとき及び受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められるときを除き，市は受託者に一定の猶予期間を与え，受託者の事業遂行能力の回復を待つこととする。ただし，公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合又は受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合は，市は，受託者との事業契約を解除し，本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することができる。

### （２）契約保証金等

市は，事業の継続が困難となった場合，公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合又は受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し，受託者若しくは出資企業に契約保証金を設定させ，係る損害への担保とする。この場合，受託者若しくは出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については，募集要項に定めるところによるものとする。

## Ⅶ　その他本事業の実施に関し必要な事項

### １　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見や質問がある場合は，次のとおり，実施方針に関する意見・質問書を郵送又はＦＡＸ若しくは電子メールにより，提出するものとする（電話や口頭による意見や質問の提出は不可）。

**（１）提出先**

柏市北部クリーンセンター
住所　　〒277-8505　千葉県柏市船戸山高野 538 番地
電話　　04-7131-7900
ＦＡＸ　　04-7131-6552
Ｅ-mail　info-sskj@city.kashiwa.lg.jp

**（２）提出期限**

平成 19 年４月６日（金）午後５時まで

### ２　実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は，平成 19 年４月 18 日（水）を目途に市のホームページにおいて公表する予定である。この場合，提出のあった意見・質問に関しては，本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし，必ずしも意見・質問のすべてについて回答するとは限らない。

### ３　実施方針の変更

実施方針の公表後，意見・質問を踏まえ，実施方針の内容を見直して変更することがある。

添付資料(1)

## 事業に係るリスク分担

| リスクの種類 | 内容 | リスク負担者（〇印の方） | |
|---|---|---|---|
| | | 市 | 受託者 |
| (1)運営維持管理に係るリスク | ごみの量 | 〇 | |
| | ごみの性状 | 〇 | |
| | 処理不適物 | 〇 | |
| | 性能要件の未達 | | 〇 |
| | 仮置保管・代替処理 | | 〇 |
| | 設備・部品の補修 | | 〇 |
| | 物価変動 | 〇 | |
| | 契約解除 | 〇 | 〇 |
| (2)事業終了段階でのリスク | 施設の解体・撤去の取扱い | 〇 | |
| (3)各段階に共通に関連するリスク | 責任限度（契約総額の定率） | | 〇 |
| | 履行保証（保険，保証金） | | 〇 |
| | 不可抗力 | 〇 | |
| | 法令等の変更 | 〇 | |
| | 許認可・特許等の取得（取得責任者） | | 〇 |
| | スケジュール遅延 | | 〇 |

添付資料(2)

## 協定書の主な内容

市と施工企業等は，特定調達品のオーバーホールに係る協力事項及び条件等に関し，以下のとおり合意する。

（１）市は，応募者に対して，市が現在所有する書類，資料１に示す各種資料（図面，運営に関する履歴データ等）を提供する。
（２）市は，公募前及び公募期間中に，応募者に対して本件施設の見学の機会を設ける。
（３）市は，事業準備期間，市が選定した第三者（以下「受託者」という。）を本件施設に立ち入らせ，事業準備に必要な範囲内で，以下を実施する。
ア 本件施設の運営維持管理業務の見学
イ 市が所有する書類の閲覧
ウ 本件施設の現状確認
エ 本件施設の運営維持管理業務に関する質問
（４）施工企業等は，受託者の求めに応じて説明員を派遣する。ただし，説明員は自らの助言等に対して，故意重過失を除き責任を負わないものとする。
（５）施工企業等は，受託者が資料２に示す特定調達品の供給又はオーバーホールを求めた場合には，合理的な理由なしにこれを拒否せず，標準的な費用及び納期などの条件について誠実に対応する。
（６）前項の場合，施工企業等と受託者との間における特定部品の供給又はオーバーホールの実施条件は，原則として施工企業等と市との間における同種の取引実績に基づいて定めるものとする。また，特定部品の単価は，公募に際して応募者に対して開示するものとする。

【資料 1】

# 応募者への情報提供

## 1　ごみ焼却施設

（1）取扱説明書
（2）EFD（機器系統図及び機器仕様）
（3）運転フローダイヤグラム
（4）法定検査対象機器の検査記録（ボイラー，タービン，クレーン，第一種圧力容器）
（5）整備履歴
（6）ごみ搬入量実績，搬出物量実績
（7）燃料，薬品の使用量実績
（8）ユーティリティ（電気，ガス，水道等）の使用量実績
（9）法定に定める以外の分析検査測定項目，頻度

## 2　粗大ごみ処理施設

（1）取扱説明書
（2）機器系統図及び機器仕様
（3）整備履歴
（4）ごみ搬入量実績，排出物実績
（5）ユーティリティ（電気，水道）使用量実績

## 3　洗車排水処理施設

（1）取扱説明書
（2）機器系統図及び機器仕様
（3）整備履歴
（4）薬品使用量
（5）処理水量
（6）水質検査結果

【資料 2-1】

# 特定調達品のリスト

## 1　ごみ焼却施設

| № | 設備名 | 装置名・機器名 | 仕様・型式 |
|---|---|---|---|
| 1 | 受入供給設備 | 薬液噴霧装置 | 圧力噴霧ユニット式 |
| 2 | | 活性炭脱臭塔 | 活性炭吸着式 |
| 3 | | 脱臭ファン | No.４SRP25N(O) |
| 4 | 燃焼設備 | 焼却炉 | 旋回流型流動床焼却炉 |
| 5 | | 給じん装置 | 特殊２連スクリュー式 |
| 6 | | 砂供給槽排出弁 | ディスク式 |
| 7 | | 砂投入弁 | ディスク式 |
| 8 | | 砂排出機 | ジャケット式スクリューコンベヤ |
| 9 | | 押込送風機（一次） | 550ⅢTSM（H) |
| 10 | | 押込送風機（二次） | No.４　1／2SMP25N(O) |
| 11 | | 蒸気式空気予熱器 | フィンチューブ型 |
| 12 | | 二次空気加熱器 | フィンチューブ型 |
| 13 | 燃焼ガス冷却設備 | ボイラー給水ポンプ | 多段渦巻ポンプ |
| 14 | | 脱気器給水ポンプ | 渦巻ポンプ |
| 15 | | 純水装置 | 混床式 |
| 16 | 排ガス処理設備 | 排ガス冷却器 | チューブ式熱交換器 |
| 17 | | 排ガス冷却用送風機 | No.８SMP20N(O) |
| 18 | | 触媒反応塔 | 銅板製角型 |
| 19 | | 誘引送風機 | No.11SMPC(BD) |
| 20 | 排水処理設備 | 排水処理設備 | |
| 21 | 余熱利用設備 | 蒸気タービン | 多段衝動式背圧タービン |
| 22 | 灰出し設備 | 鉄分バンカ | 角型鋼板製 |
| 23 | | №４不燃物コンベヤ | ベルトコンベヤ |
| 24 | | №５不燃物コンベヤ | ベルトコンベヤ |
| 25 | | №１灰コンベヤ | チェーンコンベヤ |
| 26 | 電気計装 | DCS | |

## 2　粗大ごみ処理施設

| № | 設備名 | 装置名・機器名 | 仕様・型式 |
|---|---|---|---|
| 1 | 供給設備 | 供給コンベア | コンベアチェーン，エプロンパン |
| 2 | | フィーダ | ブロックチェーン，エプロンパン |
| 3 | | 破砕機 | リングハンマ，ハンマーピン，アンビル，グレートバー，ライナ類 |
| 4 | コンベア類 | 破砕物排出コンベア | トラフ，駆動軸，レバー，連結棒，リグノフェロー，ゴムスプリング，ゴムブッシュ，共振スプリング，防振スプリング，衝撃受け座 |
| 5 | 篩設備 | トロンメル | 格子篩，パンチングメタル，駆動ローラ，従道ローラ |
| 6 | 排ガス設備 | バグフィルター | バイブロバルブ |

## 3　洗車排水処理施設

特になし

【資料 2-2】

# 修繕工事の内容

## 1　ごみ焼却施設

| № | 項目 | 内容 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 1 | ごみクレーン | バケット更新 | 2台 |
| | | 自動操作盤・共用保護盤・中央操作モニター更新 | 1式 |
| | | 巻上ワイヤドラム・ギヤ更新 | 2台 |
| | | ロードセル，変換機，機内配線，プリカ，横行・走行給電ケーブル，キャリア交換 | 2台 |
| 2 | 荒物破砕機 | スクリュウ，ナイフ，スクレーパープレート，<br>ウエアプレート交換 | 1基 |
| 3 | 不燃物分級機 | 更新 | 3基 |
| 4 | 砂排出機 | 更新 | 3基 |
| 5 | 廃熱ボイラー | スートブロー主要部，入口・出口機器廻り配管，<br>制御盤更新 | 3基 |
| | | スートブロワー廻り水管取替え | 3基 |
| | | ボイラー本体，脱気器パッキン面仕上げ加工 | 3缶 |
| | | 1パス耐火物打替 | 3缶 |
| | | ボイラー水管補修，汽水胴，水胴の各管部廻り水管補修 | 3缶 |
| | | スーパーヒーター交換 | 3缶 |
| 6 | 低圧蒸気復水器 | 本体更新（架台は既設流用），インバータ盤設置 | 2基 |
| 7 | 高圧蒸気復水器 | 本体更新（架台は既設流用） | 1基 |
| 8 | 純水装置 | 更新 | 1基 |
| 9 | ろ過式集じん機 | ろ布，ゲージ交換 | 3基 |
| 10 | 冷凍機 | 更新 | 1基 |
| 11 | 蒸気タービン | ガバナー更新（機械式→電気式に変更） | 1基 |
| 12 | 不燃物コンベヤ№1 | 更新 | 1基 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 13 | 灰固化設備 | 混練成型機更新 | ２基 |
| | | 振分コンベヤ更新 | ２基 |
| | | 灰固化制御盤更新 | １式 |
| 14 | 製品貯槽 | 更新 | ２基 |
| 15 | 電気計装 | DCS（総合計装制御システム）更新 | １式 |
| | | YEWMAC500（管理用計算機）更新 | １式 |
| | | 中央監視機 | １式 |
| | | シーケンサ更新 | １式 |
| | | 受変電設備盤更新（16 面） | １式 |
| | | コントロールセンターユニット更新 | １式 |
| | | タービン・発電機盤整備 | １式 |
| | | 現場制御盤更新（８面） | １式 |
| | | 直流電源盤・交流無停電電源装置更新 | １式 |
| | | 非常用発電機整備 | １式 |
| | | 圧力・差圧伝送器更新 | １式 |
| | | ＩＴＶ装置更新 | １式 |
| | | 誘引送風機インバータ交換 | １式 |
| 16 | 有害ガス除去装置 | 圧送ブロワ，定量供給機，盤更新 | １式 |
| 17 | №２灰コンベヤ | 更新（配管含む） | ３基 |
| 18 | 建築関係 | 屋根補修 | １式 |
| | | 外壁補修 | １式 |
| | | 水槽類内部清掃，ＲＣ補修，内面コーティング | １式 |

## 2　粗大ごみ処理施設

| № | 項目 | 内容 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 1 | バグフィルター更新 | バグフィルター本体の更新 | 3基 |
| 2 | 破砕機本体駆動用高圧モーター更新 | 破砕機駆動用高圧モーター更新 | 1基 |

## 3　洗車排水処理施設

| № | 項目 | 内容 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 1 | キュービクル | 受変電盤の更新 | 1台 |
| 2 | 砂ろ過器 | 本体の更新 | 1塔 |
| 3 | 活性炭塔 | 本体の更新 | 2塔 |

添付資料(3)

# 直営人員の配置転換表

| ユニット番号 | 担当 | | 人員 | 主な業務内容 | 主な資格等 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 担当事務 | 受付計量担当 | 7 | | | | | | | |
| | | 焼却施設担当 | | | 電気主任技術者，一般廃棄物技術管理者 | | | | | |
| | | 焼却施設担当 | | | ボイラータービン主任技術者 | | | | | |
| | | 水処理担当 | | | 酸素欠乏危険作業主任者 | | | | | |
| | | 粗大施設担当 | | | 危険物取扱者 | | | | | |
| | | 職長 | | | | | | | | |
| | | 副職長 | | | | | | | | |
| 2 | 焼却炉Ａ班 | | 5 | 制御 | クレーン特別講習，ボイラー2級 | | | | | |
| | | | | クレーン(2名で交替) | 〃 | | | | | |
| | | | | ローカル点検 | 〃 | | | | | |
| 3 | 焼却炉Ｂ班 | | 5 | 制御 | 〃 | | | | | |
| | | | | クレーン(2名で交替) | 〃 | | | | | |
| | | | | ローカル点検 | 〃 | | | | | |
| 4 | 焼却炉Ｃ班 | | 5 | 制御 | 〃 | | | | | |
| | | | | クレーン(2名で交替) | 〃 | | | | | |
| | | | | ローカル点検 | 〃 | | | | | |
| 5 | 焼却炉Ｄ班 | | 5 | 制御 | 〃 | | | | | |
| | | | | クレーン(2名で交替) | 〃 | | | | | |
| | | | | ローカル点検 | 〃 | | | | | |
| 6 | 施設管理班 | | 5 | 灰固化設備の運転、灰出し | 大型免許取得 | | | | | |
| | | | | 焼却施設の整備（機器清掃，オイル交換，機器補修） | | | | | | |
| | | | | 場内整備（草刈，樹木剪定等） | | | | | | |
| | | | | 洗車排水処理施設の管理 | | | | | | |
| 7 | 粗大処理班 | | 8 | 制御室 | クレーン特別講習，大型免許取得 | | | | | |
| | | | | クレーン | 〃 | | | | | |
| | | | | 直投(受入) | 〃 | | | | | |
| | | | | 粗大処理可燃物・不燃物バンカー監視 | 〃 | | | | | |
| | | | | 粗大処理可燃物，不燃物の焼却炉可燃ピットへの搬送 | 〃 | | | | | |
| 8 | 受付・計量班 | | 8 | Ａ台貫受付、班長 | | | | | | |
| | | | | Ｂ台貫及び誘導，プラットホーム清掃 | | | | | | |
| | | | | Ｃ台貫料金収受 | | | | | | |
| | | | | 荒物破砕機運転 | | | | | | |
| | | | | 作業服洗濯，施設内清掃 | | | | | | |
| 直営職員人数 | | | 48 | | | 43 | 36 | 20 | 10 | 0 |

直営職員
別途民間事業者に委託予定

添付資料(4)

## 委託費の支払方法

（１）委託費の構成と算出方法

市から受託者に支払う委託費は，固定費と変動費の合算として算出する。

固定費は，委託費のうち，処理対象物の受入量にかかわらず，本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費を基に算出するものとする。

変動費は委託費のうち処理対象物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費を基に算出するものとし，委託費は次式により変動する。

ア (委託費)＝(固定費)＋(変動費)

イ (変動費)＝(変動費単価)×(処理対象物の受入量)

この場合，各費用の内容は次のとおりとする。

(委託費)(円)　　：市から受託者に支払う委託費

(固定費)(円)　　：処理対象物の受入量に関係なく支払う固定的な経費

(変動費)(円)　　：処理対象物の受入量に応じて支払う変動的な経費

(変動費単価)(円/t)：処理対象物の受入量，１ｔ当たりの変動的な経費単価

委託費を構成する固定費及び変動費単価は，受託者が事業者選定時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠を基に，具体的な数値を決定するものとする。

（２）委託費の支払方法

市は，委託費として固定費と変動費を受託者に月に１回支払うものとする。

（３）委託費の見直し

事業年間の物価上昇率，為替変動等の変動可能性のある経済要素については，原則として，次の考え方に従い，委託費へ反映させるものとする。

ア 変動要素の見直しは，翌年度委託費を設定する時期に行う。この場合，この見直しに関し，固定費及び変動費単価のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については初回は初期値を基準とし，以降は固定費及び変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とする。

イ 変動要素の見直し時点から実際の委託費が支払われる時期までに大幅な乖離が生じた場合，市と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。見直しに係る評価指標は消費者物価指数を基に行うものとし，前年度の消費者物価指数を基に，上記の各項目等について補正を行い，当該年度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。なお，受託者が合理的に説明される見直しに係る評価指標を提示した場合は，この限りでない。

添付資料(5)

# 主要な契約条件

1　基本契約

1．1　特別目的会社の設立

（1）優先交渉権者は，本事業の業務の一部である本件施設の運営維持管理業務を担当させるために，事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。

（2）本件会社の設立及び運営に関し，次の各号に定める事項を満たすこと。

ア 本件会社の本店住所地を千葉県柏市とすること。

イ 本件会社の担当する業務は，本件施設の運営業務及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。

ウ 構成員の株式保有割合が，設立時から事業期間を通じて原則 100 分の 100 とすること，また，代表企業の株式保有割合が，設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。また，代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

エ 本件会社の資本金額は金 2000 万円以上とし，事業期間を通じてこれを維持すること。

オ 本件会社は，会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めに従い，会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。

カ 運営維持管理委託契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため，本件会社の株式に対して市を担保権者とする第一順位の担保権を設定し第三者対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは，本件会社の株主は，原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし，市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡，これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

キ 株主は，本件会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には，市と協議の上，その合意した内容に従い，本契約に定める一定の責任限度の範囲内において，本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講じることにより，本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

ク 本件会社について，運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

１．２　事業者の責任

乖離請求期間終了後，本件施設の要求水準を満たすことができなくなった場合，受託者が当該性能未達に関わる責任を負う。

２　運営維持管理委託契約

２．１　契約保証金

（１）受託者は，計画処理量に基づく事業期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に，100 分の３を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に提供する。

（２）受託者が，本契約に基づいて市に対し損害金，賠償金又は違約金を支払うときは，市は，本条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって，これに充当するものとする。

２．２　人員の確保

（１）受託者は，要求水準書に記された各年度の業務を実施するために必要な人員を確保する。

（２）受託者は，事業期間中の人員計画並びに翌年度の人員計画を市に提出し，市の確認を受ける。

（３）市は，要求水準書に記された自らの人員計画を修正する必要が生じた場合，受託者と協議の上定めた期日までに，受託者に対してその旨を通知する。

（４）受託者は，前項に示した通知を受領した場合，市の人員計画の修正に伴い発生する新たな人員計画及び委託費の修正額の見積を市に提示する。この場合，受託者は，合理的な理由なく市の通知への対応を拒否できない。

（５）市は，前項の人員計画と委託費の修正額の見積の内容を確認する。ただし，市が確認するに際し，委託費の修正額の根拠は当初の委託費の人件費，経費等に基づくものとする。

（６）市は，前項で確認した人員計画及び見積に従って委託契約を変更する。

（７）受託者は，ボイラー・タービン主任技術者，電気主任技術者及び技術管理者を含む本件業務の遂行に必要な有資格者については，運営開始日までに確保する。

（８）受託者は，移行期間において，市職員との業務分担を行うための人員を確保するとともに，市職員からの業務の引継ぎを行うための適切な人員を確保する。

２．３　運営維持管理業務

（１）受託者は，事業期間中の事業実施計画における本件施設のライフサイクルでの運営維持管理の考え方（以下「運営維持管理の考え方」という。）を提出する。

（２）受託者は，運営維持管理の考え方を実行するための事業実施計画を提出し，市の承認を受ける。
（３）市と受託者は，事業実施計画及び運営維持管理の考え方に基づき，毎年度本件施設の運営維持管理の方法について協議する。また，市は運営維持管理の状況を確認し，必要に応じて事業実施計画及び運営維持管理の考え方を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
（４）受託者は，事業期間終了時に本件施設が要求水準に示した機能を維持できるよう事業実施計画を策定し，これを実行する。
（５）市は，本件施設の機能を事業期間終了時において維持されることの説明を求め，必要に応じ，事業実施計画の改定並びに適切な運営維持管理を求めることができる。

２．４　日常業務の実施

（１）受託者は，要求水準書に記された業務に関わる年度実施計画を市に提出し確認を受ける。この場合，市は，必要に応じ，受託者と当該の実施計画の内容について協議する。
（２）受託者は，実施計画の実施責任者及び要求水準書に記載された業務単位ごとに班長を定め，業務の管理を行う。
（３）受託者は，年度実施計画に基づき月次実施計画，週次実施計画，日次実施計画を市に提出し確認を受ける。この場合，市は，必要に応じ，受託者と当該の実施計画の内容について協議する。
（４）受託者は，第一項，第三項の実施計画に従って，要求水準書に記された業務を実施する。この場合，受託者において，業務実施中に実施計画について変更，協議の必要性が生じたとき，実施責任者は，市が定める市の管理責任者と協議し，協議の結果を実施計画に反映し，各業務単位の班長にその旨を指示する。また，市において，業務実施中に実施計画について変更，協議の必要性が生じた場合，市の管理責任者は，受託者の実施責任者と協議する。この場合，実施責任者は，協議の結果を実施計画に反映して各業務単位の班長にその旨を指示し，市の管理責任者は市の各班長にその旨を指示する。

２．５　処理対象物の受入れ等

（１）市は，搬入する一般廃棄物の性状が計画性状に近いごみ質を確保するよう広報，啓発活動等を行う。
（２）本件施設に搬入される一般廃棄物の性状が要求水準書記載の計画性状の範囲内にとどまっている限り，市は，一般廃棄物の性状を原因とする処理委託費の見直しその他費用を負担しない。
（３）本件施設に搬入される一般廃棄物の性状が計画ごみ質から大幅に逸脱していることが判明した場合，市は，各基準値を遵守することが困難であるか

どうかについて確認し，必要に応じて受託者と対応策について協議する。

２．６　処理不適物の取扱い

（１）受託者（移行期間中においては市の職員も含まれる。以下，同じ。）は，受入供給設備において目視検査等を行い，受入れた一般廃棄物の中に処理不適物がないことを確認するよう努める。

（２）受託者は，受入れた一般廃棄物の中に処理不適物が確認された場合には，処理不適物を排除しなければならない。

（３）市は，一般廃棄物の搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより，処理不適物の混入を未然に防止するように努める。

（４）受託者は，排除した処理不適物を，処理不適物の貯留設備に貯留するものとし，貯留された処理不適物は市が搬出して処分する。

（５）処理不適物の混入が原因で本件施設の運転に故障等が生じ，当該故障等の修理のために費用が発生するときは，受託者がその費用を負担する。ただし，善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することができなかったことを受託者が明らかにした場合は，市が当該費用を負担する。

２．７　トラブル時の取扱い

（１）受託者の業務範囲において，施設･設備の故障・事故その他のトラブルが発生した場合，受託者の班員は当該トラブルの内容を実施責任者に報告する。

（２）実施責任者は，受託者の各班長に対して当面の対策を指示した上で，市の管理責任者と当該トラブルの対処方法について協議する。実施責任者は協議の結果を受けて，受託者の各班長に，市の管理責任者は市の各班長に必要な措置を指示する。

（３）市の業務範囲において，当該トラブルが発生した場合，市の班員は当該トラブルの内容を管理責任者に連絡する。

（４）市の管理責任者は，市の各班長に対して当面の対策を指示した上で，実施責任者と当該トラブルの対処方法について協議する。実施責任者は協議の結果を受け，受託者の各班長に，市の管理責任者は市の各班長に必要な措置を指示する。

（５）受託者は，当該トラブルが発生した場合，その帰責に関わらず，当該トラブルに対応するために必要な当面の費用を負担する。

（６）受託者は当該トラブルが市の業務に起因することを立証した場合，市に対して前項で要した費用のうち，市の責任に帰する部分を請求できる。この場合，受託者は，当該の請求を行うために市に対し，運転情報の記録並びに記録の開示を求めることができ，市は合理的な理由が無い限り，受託者の求めを拒否できない。

２．８　特定調達品の調達

（１）市は，施工企業等との間で添付資料(2)に定める特定調達品の調達に係る協定書を合意し，運営期間中，施工企業等をして同記載の事項を遵守せしめる。

（２）受託者は，当該協定書に基づき，施工企業が開示した特定調達品ごとの過去の修繕費データに照らし合理的な取引条件にて調達することができる。

２．９　修繕工事の取扱い

（１）受託者は，運営期間中，添付資料(2)に示す修繕工事を自らの判断と責任において実施する。

（２）前項の修繕工事を実施した以降においても、事業期間内に本件施設の機能を維持するために修繕工事が必要となった場合、受託者は委託費の範囲内でこれを実施する。

２．10　事業期間終了時の取扱い

（１）市は，原則事業期間終了をもって本事業を終了するものとする。ただし，市は，事業期間終了の１年前までに，本件施設の運営維持管理の継続の意思の有無について受託者に申し出るものとする。

（２）前「（１）」の申し出に応じ，市と受託者は，本件施設の運営維持管理の終了方法もしくは継続について協議を行うものとする。

（３）前項にて本件施設の運営維持管理を継続する場合，事業期間終了後の運営業務に関する委託費は事業期間中の委託費に基づいて決定するものとする。

２．11　違約金

市は，受託者の帰責事由により本契約が解除された場合，本件施設を再び稼動させるための費用として，受託者に対し，計画処理量に基づく事業期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の 100 分３を乗じた違約金を請求することができる。

添付資料(6)

年　　月　　日

柏市長あて

住　　所
法　人　名
代表者職氏名　　㊞

# 誓　約　書

当社は貴市に対し，貴市から下記業務に関する情報の開示を受けるに当たり，その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

１　事業名

柏市清掃工場長期責任型運営管理委託事業（以下「本事業」という。）

２　情報の指定

対象となる情報は，貴市から提供された本事業に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とする。

３　情報の取扱い

（１）当社は，本件情報の秘密に保持し，本事業に関する事業者選定の手続（以下「本件事業者選定」という。）に参加する場合又は本事業に従事する役員若しくは従業員に開示する場合及び適用法令，行政機関又は司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き，本件情報を第三者に開示及び漏洩しない。ただし，開示することにつき，貴市及び貴市が当該情報を受領した者（以下「貴市等」という。）の事前の書面による承諾が得られた情報又は当社が知得した時点で既に所有し，かつ，貴市等から直接若しくは間接に知ったものではないことを証明して得る情報及び既に公知の事実となっている情報又は当社が知得した後，当社の責めに帰しえない事由により公知となっ

た情報についてはこの限りでない。また，当社は，本件情報を本件事業者選定に参加し，又は本事業を遂行する目的以外で使用しない。

（２）当社は，本件情報の開示を受けた前号の役員及び従業員に対し，前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じる。

（３）本件情報の取扱いについては，当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし，本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含む。）は施錠可能な保管場所に管理し，本事業に係る当社の役員及び従業員以外の者が利用できないよう保管する。

（４）当社は，貴市の事前の書面による承諾なくして本件情報に係る文書その他の記録を複写又は破棄しない。

（５）当社は，本事業の優先交渉権者に選定されなかった場合，本事業の優先交渉権者が決定し，又は貴市の要請があったときは，本件情報に係る文書その他の記録のすべてを直ちに貴市に返却し，本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については，これを完全に消去する。

４　損害賠償

本件情報の取扱いに違反し，貴市又は第三者に損害を被らせたときは，その損害を賠償する。